講演

# 個人情報保護条例の改正と地方自治

2022年9月1日

弁護士　森田　明
（神奈川県弁護士会）

# 講師の紹介

〇略歴

1982年　弁護士登録

2004年から2011年　神奈川大学法科大学院教授

2011年から2014年　内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員（常勤）

現在、日弁連情報問題対策委員会委員、神奈川県・逗子市・神奈川県後期高齢者医療広域連合の個人情報保護に関する審議会の委員

〇本日のテーマに関する著作（共著）

「地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の実情と今後」専門実務研究16号、2022年3月

（「専門実務研究」は神奈川県弁護士会の論文集。神奈川県弁護士会のウェブから入手可）

# 講演の概要

1　個人情報保護制度における地方公共団体の先進性

2　2021年個人情報保護法改正と条例改正

3　 2021年個人情報保護法改正の問題点

4　条例改正に向けての各地方公共団体の対応

# 1　個人情報保護制度における地方公共団体の先進性

・1970年代半ば以降　地方公共団体(国立市、春日市など主に市・町)で個人情報保護条例制定

電算機導入が契機→総合的な保護制度へ

・1980年9月　OECD（経済協力開発機構）理事会勧告の８原則

・1981年7月　行政管理庁・プライバシー保護研究会（座長加藤一郎東大教授（当時））報告書、「５原則」を提案→その後の個人情報保護条例に影響

・1986年12月　総務庁・行政機関における個人情報の保護に関する研究会（座長林修三元内閣法制局長官）の報告書→国の法制化に影響

・1988年12月　行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（旧行政機関個人情報保護法→旧行個法）成立

・1990年3月　神奈川県個人情報保護条例制定（都道府県で初）

→全国に条例化進む

# 1　個人情報保護制度における地方公共団体の先進性

旧行個法と比較しての初期の条例（神奈川県条例など）の特徴

- 対象が広範囲

  議会も対象に、民間事業者への指導も、マニュアル情報と電算情報の両方を対象に
- 取扱制限+例外条項+審議会関与による個別解除を基本とする

  センシティブ情報の取扱制限、本人外収集の制限、目的外利用・提供の制限、オンライン結合の制限
- 審議会に大きな役割　住民代表も含む構成、公開性
- 権利保障の範囲が広い
- 制定時にその地域にふさわしいものを、有識者、住民代表らで議論

# 1　個人情報保護制度における地方公共団体の先進性

・2003年5月　個人情報保護関連５法成立

・2015年9月　個人情報保護法改正

→個人情報保護委員会が監督機関に、附則で「施行後3年ごと見直し」、個人情報の定義の見直し、要配慮個人情報の導入、目的規定で個人情報の利活用を強調、匿名加工情報の導入

個人情報「保護」の水準は、国は地方公共団体に追いつかず

むしろ「利活用」が強調される　→「2000個問題」の浮上

・2020年　個人情報保護法改正　主に個人情報取扱事業者への規制強化

・2021年5月　デジタル改革関連法（個人情報保護法改正も含む）成立

・2022年4月　デジタル社会形成整備法50条の施行

・2023年4月　デジタル社会形成整備法51条（地方公共団体に関する改正部分）の施行予定

# 2　2021年個人情報保護法改正と条例改正

・デジタル改革関連法の一環としての個人情報保護法改正
　→「個人情報保護制度見直しの全体像」
・条例の標準化から画一化へ
　→「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）」
　　「地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）」
・地方公共団体の立場
　　地方公共団体の責務規定（改正法5条）
　　衆議院内閣委員会の附帯決議から
・ガイドライン（行政機関等編）の「縛り」
　→「ガイドライン（行政機関等編）の概要①②」

# 個人情報保護制度見直しの全体像

個人情報保護委員会資料より

① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても**統合後の法律において全国的な共通ルールを規定**し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。**

② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。**

③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化。**

④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。**

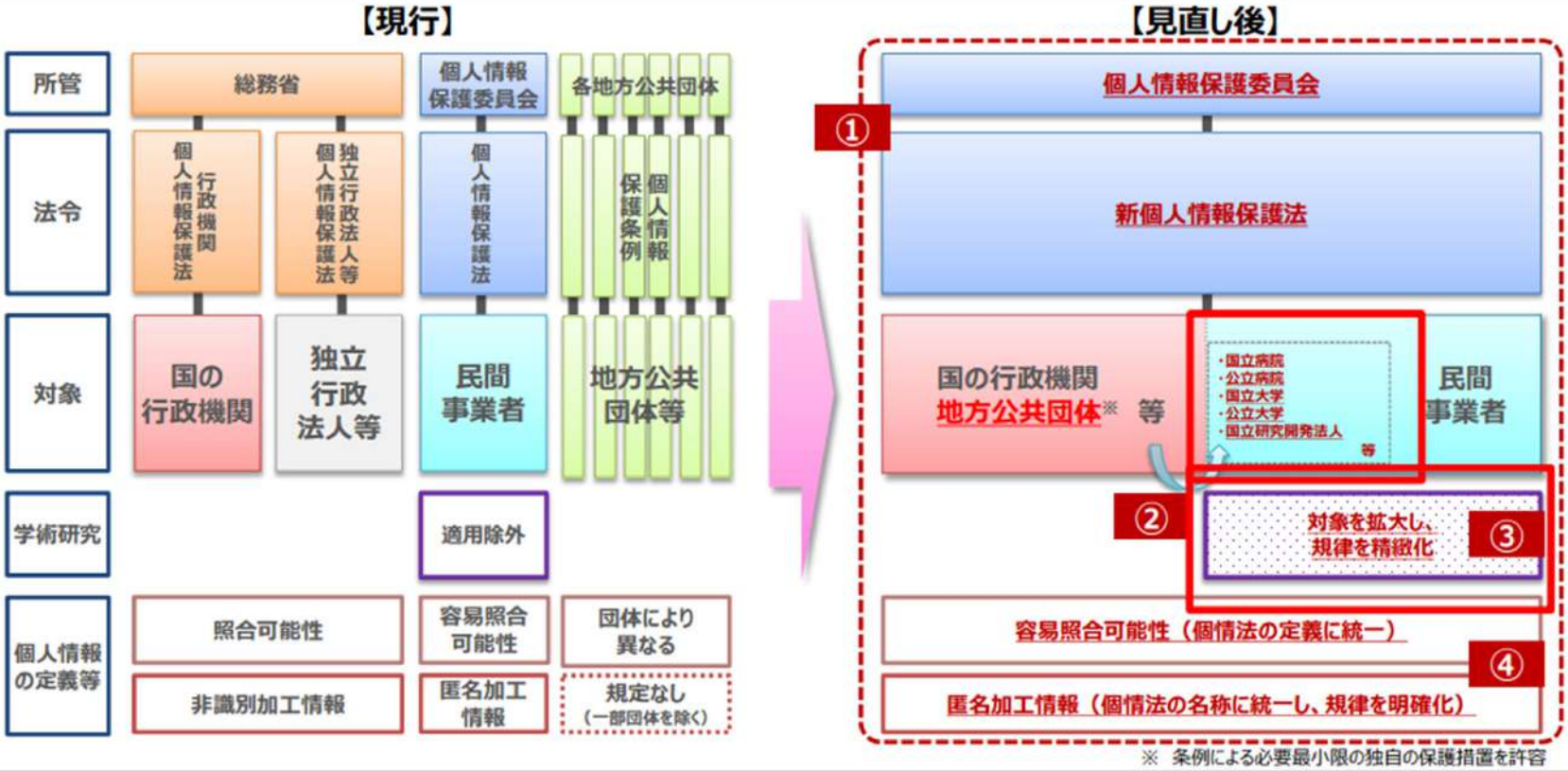

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

個人情報保護委員会資料より

## <地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1　社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「２０００個問題」
①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること
等への問題提起がなされている

2　個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

例）・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

## <改正の方向性>

○　「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定

○　法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定

○　その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容　⇒条例を個人情報保護委員会に届出

例）・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

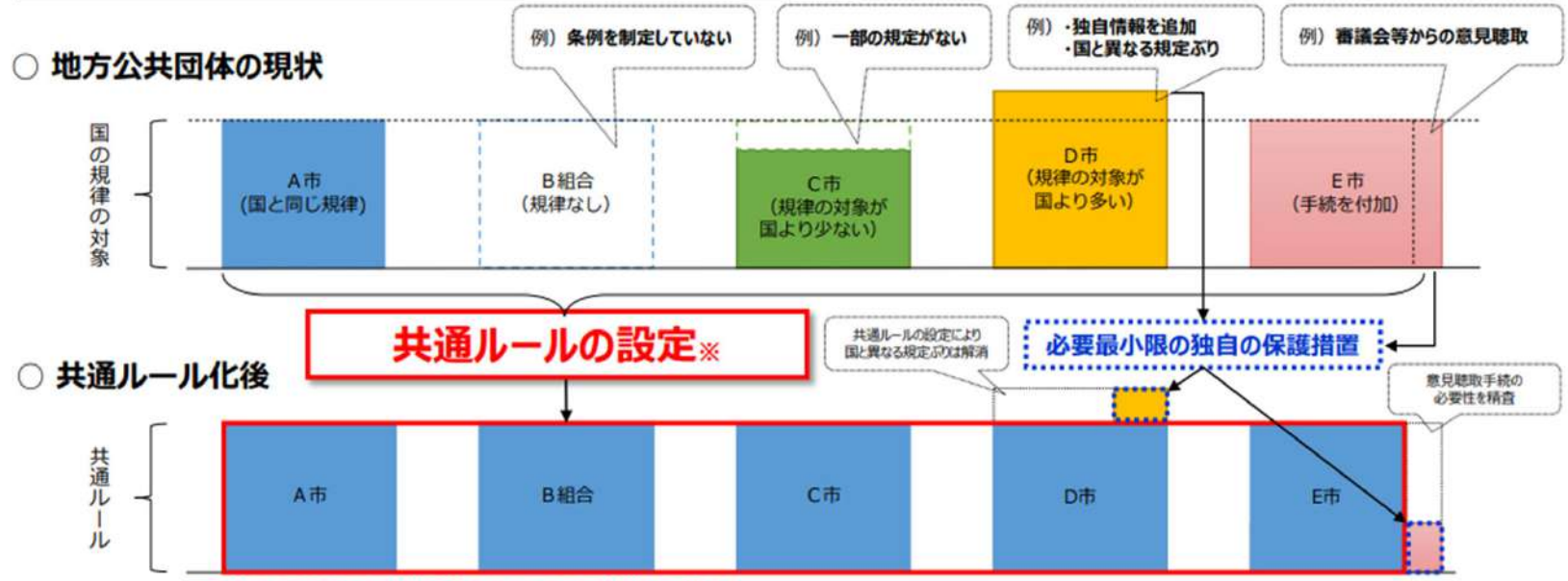


※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

# 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

## 趣旨

○ **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
・求められる保護水準を満たさない団体がある　等の指摘。（いわゆる**「2000個問題」**）

○ 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。

○ こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

## 概要

**① 適用対象**
・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

**② 定義の一元化**
・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

**③ 個人情報の取扱い**
・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

**④ 個人情報ファイル簿の作成・公表**
・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

**⑤自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求**
・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

**⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入**
・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

**⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係**
・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

**⑧ 施行期日等**
・施行期日は、公布から２年以内の政令で定める日とする
・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定　例：手数料、処理期間 等
・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う

**※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について**
・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

# 〈地方公共団体の立場〉

**・地方公共団体の責務規定（改正法5条）**

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

**・衆議院内閣委員会の附帯決議から（参議院内閣委員会も同趣旨の附帯決議あり）**

「地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。」

## 3　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正（概要）①

- 整備法第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正に伴い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を改正する。
- **今回の改正案については、昨年７月及び11･12月の２回にわたり実施した全国の地方公共団体を対象とした説明会においていただいた質問や、説明会前後に提出いただいた意見等（延べ2000件超）も踏まえ、立案した。**
- なお、整備法第51条による改正後の法（※）において新たに法の適用対象になる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同一の条項が適用されることになることから、ガイドラインにおいても、これらの条項については行政機関及び独立行政法人等と同じ記述が適用されるものとする。

（※）これに基づく政令、規則も含む。以下同じ。

| 事項 | 整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容<br>（下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所） |
|---|---|
| ①条例要配慮個人情報 | ・地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報として、「条例要配慮個人情報」が新設（法第60条第5項）。<br>➢ **条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体等による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に反することを説明。** |
| ②「地域における事務」の考え方 | ➢ **法第61条第1項（個人情報の保有の制限）及び第69条第2項第2号･第3号（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）の「法令の定める（所掌）事務又は業務」には、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」が含まれることを説明。**<br>➢ **法第69条第1項（目的外利用及び提供の禁止の原則）の「法令に基づく場合」には、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは含まれないことを説明。** |
| ③死者に関する情報の開示 | ➢ **死者に関する情報について、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となることを説明。** |

## 3　個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正（概要）②

| 事項 | 整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容<br>（下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所） |
|---|---|
| ④地方公共団体に置く審議会等への諮問 | • 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。<br>➢ **<u>「特に必要な場合」につき、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合がこれに当たる旨と併せ、求められる専門的知見として、サイバーセキュリティに関する知見を例示。</u>**<br>➢ **地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された整備法第51条による法改正の趣旨に反することを説明。**<br>➢ **<u>施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用について、施行後は改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要があることを説明。</u>** |
| ⑤地方公共団体による必要な情報等の提供の求め | ➢ **<u>地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ（法第166条第1項）、情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに同委員会に連絡することが望ましいことを説明。</u>**<br>➢ **<u>個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、同委員会に連絡することが望ましいことを説明。</u>** |
| ⑥条例との関係 | ➢ **法において条例への委任規定が設けられている事項（例：本人開示等請求における手数料（法第89条第2項））及び一定の事項について条例で定めることが許容されている事項（例：個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）、本人開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条）について説明。**<br>➢ **個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことを説明。**<br>➢ **<u>法と重複する内容の規定を条例で定めることについて、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした整備法による法改正の趣旨に照らし、許容されないことを説明。</u>** |

※　地方公共団体から提出いただいた質問等の大部分を占める、改正後の法の下における具体的な運用解釈を問うものについては、今後の事務対応ガイドやＱ＆Ａの策定・見直しにおいて、対応する記述の追加等を行っていく予定。

## 3　2021年個人情報保護法改正の問題点

・改正法の問題点

憲法上の地方自治、条例制定権の観点からの問題点

地方自治体の個人情報保護の後退という観点からの問題点～特に審議会の役割の制限

・日弁連　2021年11月16日

「地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書」

〈意見書の趣旨〉

１　個人情報保護委員会など国の機関は、地方公共団体の条例制定権を尊重するとともに、例えば、要配慮個人情報やオンライン結合の規制を一律に否定したり、個人情報保護に関する審議会の役割や構成を制限したり、行政機関等匿名加工情報の導入を義務付けたりする解釈など、地方公共団体の判断を不当に制約する解釈を改めるべきである。また、これらの不当な解釈をもたらす改正法の規定は、速やかに改正するべきである。

２　地方公共団体は、現時点における国の解釈にかかわらず、これまでの個人情報保護条例の運用を踏まえ、自主性及び自律性をもって、自らの地域内における個人情報保護施策を後退させないための取組を行うべきである。

## 3　2021年個人情報保護法改正の問題点

### 日弁連意見書の問題意識（まえがきから）

　改正法においても，地方公共団体の条例により定めることができる事項が認められているが，それ以外の多くの事項について，地方公共団体が個人情報保護条例により独自の施策を実施することに対して，後述のとおり，国の個人情報保護委員会は否定的な解釈を表明している。

　こうした解釈やそれをもたらす改正法の規定は，国に先行して各地方公共団体の創意工夫で制度化が進められた地方公共団体の個人情報保護制度を画一化するものであって，憲法の定める地方自治の本旨（憲法第９２条）に反し，地方公共団体の条例制定権（同第９４条）を不当に制限するものである。また，地方公共団体における個人情報保護制度全般の後退を招くことが危惧され，これにより，個人のプライバシー権（同第１３条）が侵害される危険性は増大するため，「デジタル社会の進展」（改正法第１条）を受けたデジタル社会推進のための今回の法改正が，かえってデジタル社会の存立基盤を危うくすることとなりかねない。

## 3　2021年個人情報保護法改正の問題点　個人情報保護委員会の姿勢

・個情委、2021年6月「公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方」の提示

その後、ガイドライン、同Q&A、事務対応ガイド

→「許容されない」といった一方的な見解表明を多発

個情委が一元的な解釈運用機関であると強調

・「一元的な解釈権限」と地方公共団体

ガイドライン等は「技術的助言」（地方自治法245条の4第1項）

現行地方自治法上、地方公共団体の法令解釈権限を否定することはできない

条例についての解釈運用は、当該地方公共団体の権限（改正法5条）

「一元的」という趣旨も、国の機関の中で一元的な所管をもつということ

# ４　条例改正に向けての各地方公共団体の対応

〇10の弁護士会等によるアンケート調査から

（対象地方公共団体は、愛知県内、神奈川県内、奈良県内、旭川市周辺、宮城県内、三重県内、福岡県内、東京都内、札幌市周辺、埼玉県内。時期は2021年11月から2022年7月の間）

・議会提出時期　各地域における5割から9割が「12月までに」（うち大部分は12月に）→遅い

各地域の1割から3割が「2月、3月、年度内に」（うち大部分は3月）→遅すぎる!

・住民の意見を反映させる機会　「予定している」は、東京都内で5割強、神奈川県内で約4割

他の地域では1割から2割　　→地域差大

〇個人情報保護審議会等における議論

条例の大改正という重要事項であるから、本来各地方公共団体の審議会で十分議論すべき

→しかし、諮問していないところも少なくない　諮問も遅れ気味、十分議論しているかも疑問

現時点で答申に至っているのは、神奈川県、逗子市等

答申案をパブコメにかけたところは、横浜市、京都市等

## ４　条例改正に向けての各地方公共団体の対応

### ○神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の取組み経過

令和3年11月に県知事から諮問、以後同4年5月まで7回にわたり審議を重ね、5月30日付で「個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について（答申）」を神奈川県知事に提出。
（神奈川県のウェブで、同審議会の第63回会議の資料として公表）

・議論の手法　部会などは作らず、10名の委員全員で議論
　　審議会から個人情報保護委員会へ文書で照会

・10名の委員中、有識者は6名、県民代表は6名
　同審議会会長は人見剛氏（早大教授）、前会長は宇賀克也氏

# ４　条例改正に向けての各地方公共団体の対応～神奈川県の答申

**・要配慮個人情報の取扱制限、本人外収集の制限、電磁的方法による提供の制限**

ガイドラインなど個人情報保護委員会の見解では、改正法に定めがない以上条例で制限規定を設けることは許されないとする。しかし同審議会は、こうした見解には納得できないとして、審議会として個人情報保護委員会に照会。それに対する回答は「当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては非常に遺憾であると考える。」とする。

しかし、結論としては、これらの制限規定を条例に規定すべきとも考えられる、としつつ、「許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により…必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。」としてこれらの制限規定は置かないこととし、「県において専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当である。」とする。

→これらの制限規定はなくすが、従来これらの規定により審議会に諮問していたようなケースについては、「例外として認めることの是非」ではなく、法の要件に当たる範囲で諮問する。

なお、県審議会からの照会への回答について、個人情報保護委員会の会議で議論された形跡はなく、事務方のみで委員長名の回答を作成した模様であり、（個人的見解だが）これも極めて遺憾と考える。

## 4　条例改正に向けての各地方公共団体の対応～神奈川県の答申

**・利用及び提供の制限**

当該適用除外事項の具体的な内容等について、個人情報保護条例の規定と改正個人情報保護法の規定とを比較したところ、現在の運用と概ね同程度の運用が可能であるとして「必要に応じて個人情報保護委員会への確認を行うとともに、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会への諮問も行いつつ」施行準備や施行後の制度運用を行っていくのが適当、とする。

答申では最後に、「県において、個人情報制度に係る全国共通ルールとなる改正個人情報保護法の規律を尊重することはもちろんではあるが、当審議会や個人情報保護委員会との意見交換も適宜実施するとともに、これまで行ってきた個人情報保護の水準を不当に下回ることのないよう」対応していくことを求めている。

# ４　条例改正に向けての各地方公共団体の対応～神奈川県の答申

〇神奈川県審議会答申のその他のポイント

・**費用負担**　これまでに引続き、開示請求手数料を無料とし、実費相当額のみ請求者負担

・**条例要配慮個人情報**　現時点で定めは置かないが、「本県における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、随時、規定の検討を行うことが望ましい」

・**個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿**　個人情報ファイル簿とは別にこれまで通り個人情報事務登録簿を作成するか、個人情報ファイル簿を法定の範囲を超えて作成することが望ましいとしたが、どちらにするべきか明確な結論を出さず

・**開示請求への決定の期限**　従来通り15日以内、延長できる期間を30日に短縮

・**訂正請求、利用停止請求における開示請求前置**　従来通り、開示請求前置主義を採用しない

・**審議会への諮問案件**　法律の範囲内で、従来からの役割を果たすべきとの観点から答申

・**議会について**　条例等により、個人情報の取扱いに係る必要な保護措置を定めることが適当

# ４　条例改正に向けての各地方公共団体の対応　詳細は別紙資料参照

**「京都市・答申案」**

・本人外収集　改正法で現行条例に相当する規律がされており、特段の手立てを講じる必要はない

・目的外利用・提供　特段の手立てを講じる必要はないが、特に必要な場合は審議会の意見聴取をすべき、提供先や利用目的の可視化について条例で義務付けるべき

・オンライン結合　要配慮個人情報を電子計算機で処理するとき等とりわけ配慮が必要と認められる場合は審議会が関与することを条例で義務付けるべき

・安全管理　責任者の設置を条例で義務付けるべき、漏えい等の本人通知制度を条例で義務付けるべき

・開示等の請求や存否応答拒否決定、裁量的開示、行政機関等匿名加工情報の提供状況等の報告の仕組みが必要

**「横浜市・中間とりまとめ」**

・本人から収集するよう努めることを責務規定として定めるべき

・権利利益の侵害を招く可能性が特に高い人種、信条、及び社会的身分に係る個人情報は収集しないよう努めることを責務規定として定めるべき

・（審議会に対し）目的外の利用・提供については一定の場合に報告、委託の場合に報告、登録簿・ファイル簿等の報告、本人外収集、思想信条等の情報の収集についての相談等を規定する

**「逗子市・答申」**

改正法の諸規定と改正法第５条に定める地方公共団体の責務に照らして、審議会に諮る必要がある場合は、改正法第129条により諮問できることや必要に応じて報告すること、意見を求めることができるように条例に規定し、実施機関が積極的に審議会を活用できるようにすべき

# 4　条例改正に向けての各地方公共団体の対応～最後に

個人情報保護法改正による個人情報保護条例改正への取組みでは、各地方公共団体の地方自治への姿勢が問われる

→主体的な議論で個人情報保護施策の責任者としての責務を果たすべき

個人情報保護委員会に対しても、助言を求めるのではなく、積極的に提案することによってこそ、長期的には互いにとって「良い関係」を築くことができる

ご清聴ありがとうございました